明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二）　一
〔告　示〕
○原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件（国家公安委三）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同四）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同五）　三
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示（文部科学九）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二一〇）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一～二二四）　六
○肥料を登録した件（同二二五）　七
○庄内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一四四）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一四五）　八
○道路に関する件（東北地方整備局二一）　八
○都市計画に関する件（四国地方整備局一〇）　八
〔国会事項〕
官庁事項　九
〔叙位・叙勲〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
〔褒　賞〕
諸事項　一〇
〔官庁報告〕
財団、製造たばこ小売定価、海難審判所関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二
会社その他　二九
〔公　告〕

訓　令

内閣府訓令第二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年一月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	別表
共生社会政策担当	共生社会政策担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。	主に次に掲げる事務をつかさどること。
［1　略］	［1　同上］
2　行政各部の施策の統一を図るために必要となる青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）並びに青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること並びに子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関することその他青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。	2　行政各部の施策の統一を図るために必要となる青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）並びに青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第十二条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること並びに子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関することその他青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
［3～9　略］	［3～9　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、平成三十年二月一日から施行する。